

観音寺市こども計画

概要版



令和 7 年 3 月

観音寺市

計画の趣旨

わが国では急速に少子化が進行しており、将来的に社会や経済への深刻な影響が懸念されています。そこで、国ではこども基本法を施行し、「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。こども基本法及びこども大綱では、「こどもまんなか社会」を、こども・若者の声を取り入れながらめざしていくことが掲げられています。

観音寺市においては、こども基本法第10条の規定に基づく「観音寺市こども計画（第3期 観音寺市子ども・子育て支援事業計画を含む）」を策定し、こども・若者・子育て支援施策の総合的な推進をめざします。



計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。計画最終年度である令和11（2029）年度には計画の達成状況の確認と次期計画策定に向けた見直しを行います。

2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
第2期 観音寺市子ども・子育て事業計画					観音寺市こども計画 (第3期観音寺市子ども・子育て支援事業計画を含む)				
				見直し					見直し



「こども基本法」とは？



全てのこどもや若者が、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。こども基本法は、こうした社会を目指してこどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた法律です。



「こども大綱」とは？



こども大綱は「こども基本法」に基づく大綱で、幅広いこども政策に関する基本的な方針を定めています。

こどもや若者、結婚・子育ての当事者を真ん中に据えた取り組みを行い、全てのこどもが将来にわたり幸せに生活ができる「**こどもまんなか社会**」の実現を目指します。

こども大綱の 前提となる こども施策の 6つの方針

- ① こどもを権利の主体とし、多様な個性を尊重し最善の利益を図ります
- ② こどもや子育て当事者の視点を尊重し、対話をしながら進めます
- ③ ライフステージに応じて切れ目なく、十分に支援します
- ④ 成育環境を整え全てのこどもが幸せに成長できるようにします
- ⑤ 若い世代の生活が安定し、子育てに希望を持てる取組をします
- ⑥ 関係省庁や公共団体、民間団体等との連携を重視します

※出典 こども家庭庁「こども基本法」「こども大綱」広報資料



こどもや若者の
意見を聴きながら、
こども施策を進めて
いきます。



計画の基本理念と基本目標

こどもは、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。こどもや若者が成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、更に次の世代につながっていきます。

誰もが安心してこどもを生み育て、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されず、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくりをめざします。

基本理念

こども・若者の幸せを支え育てるまち



基本目標 1

こどもが健やかに成長できるまちづくり

基本目標 2

こども・若者の育ちを支えるまちづくり

基本目標 3

地域全体でこどもと子育て家庭を支えるまちづくり



基本目標別の施策の推進

基本目標 Ⅰ

こどもが健やかに成長できるまちづくり

基本施策（１）

妊娠・出産・乳幼児期を通じた切れ目のない支援

核家族化の進行や就労環境の変化、地域とのつながりの希薄化などから、子育て家庭の孤立や、家庭での子育て機能が低下している傾向があります。妊娠、出産、乳幼児期へと連続した支援を推進します。



基本施策（２）

幼児期における教育・保育の充実

共働き世帯の増加による保育需要の増加や保護者の就労状況の多様化に応える教育・保育サービスを提供するとともに、教育・保育事業に関わる人材育成・確保に努めます。



基本施策（３）

障がいのあるこどもや特別な支援を要するこどもへの支援

各関係課や医療機関、療育機関が連携し、一人ひとりの障がい特性等に応じた支援、地域社会への参加促進、家族に対する支援を行います。

基本施策（４）

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭等の自立を促進し、ひとり親家庭等が地域の中で安定的な生活を送ることができるよう支援に取り組みます。



基本施策（５）

こどもの貧困対策の推進

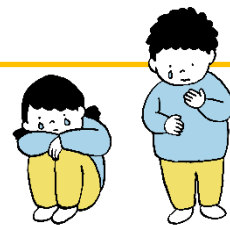
こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援に取り組みます。



基本施策（６）

困難を抱えたこども・若者への支援

こども・若者が抱える困難の起因は、虐待、いじめ、ひきこもり、疾病など多岐にわたっていることから、各課及び関係機関・団体が連携・協働し、それぞれの専門性を生かしながら、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。



基本施策（７）

男女共同参画・仕事と生活の調和の推進

それぞれの家庭が望むような子育てが実現できるよう、子育て支援や就労支援を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や働き方改革、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて啓発を進めます。



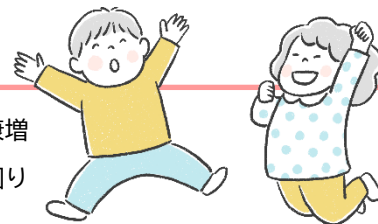
基本目標 ２

こども・若者の育ちを支えるまちづくり

基本施策（１）

こども・若者の健康づくり

食や生活リズム、飲酒や喫煙等、基本的な生活習慣づくりや健康増進、疾病予防について、こどもと保護者への指導の機会の充実を図ります。



基本施策（２）

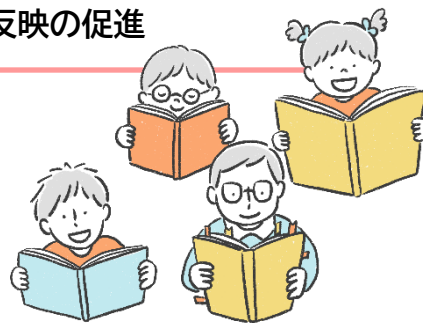
豊かな人間性を育む教育の推進

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心などの道徳性や社会性等、豊かな人間性を育むとともに、地域の人々との交流や自然や文化に親しむ中で、ふるさとへの愛着を育む学習を充実します。



基本施策（３） 多様な活動機会や社会参加、意見反映の促進

地域、学校・園、家庭等が連携・協働して、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を創出し、また、こどもの読書を支える環境の充実を図ります。さらに、こどもを多様な人格を持った「個」として尊重し、年齢・発達 の程度に応じて、自らの意見を表明することができる機会を確保します。



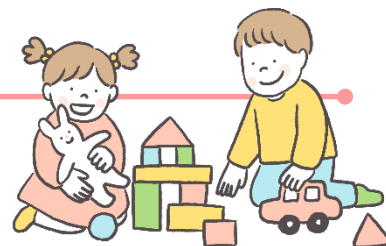
基本施策（４） こども・若者の健全育成活動の推進

こどもや若者が抱えやすい問題に対する相談機能の充実を図ります。また、こどもがインターネットやゲームを安全に安心して利用できるようにするために、学校での指導を継続するとともに、家庭でのルールづくりを促進します。



基本施策（５） こどもの居場所づくりの推進

こどもが安心・安全に過ごすことができる多くの居場所を持つことができるよう、地域におけるこどもの居場所づくりとなるような活動を支援します。



基本施策（６） 若者の自立と意思描く未来を応援するまちづくり

本市で育った若者や、訪れたりするなどして本市のことを認知した若者が、自分のやりたい仕事をしながらの暮らし、子育てしたいと思えるようなまちの魅力づくり、支援の充実、PR・情報発信を推進します。



基本目標 3 地域全体でこどもと子育て家庭を支えるまちづくり

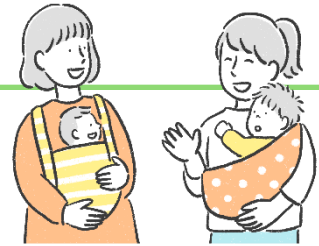
基本施策（１） こども・若者の権利の保障

こども・若者自身や保護者、その他の大人たちが、こども・若者の権利について正しく理解することで、こども・若者、子育てにやさしいまちづくりを推進します。



基本施策（２） 子育て家庭に対する支援の充実

子育て家庭が子育ての不安を抱え、地域で孤立することがないように、地域子育て支援拠点や相談支援体制の充実を図ります。

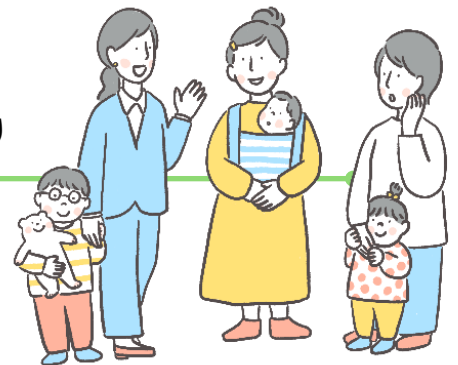


基本施策（３） 犯罪被害、事故、災害などからこども・若者を守る環境の整備

こども・若者が事故・犯罪・災害の被害者にならないための各種教育・啓発を推進します。

基本施策（４） 子育て支援のネットワークづくり

地域で活動する子育て支援団体が、地域の子育て支援の担い手として力を発揮し、保護者の情報交換や親子の友だちづくりの機会となるよう、活動の相談や活動の場の提供などを行います。



観音寺市こども計画 概要版

発行年月 令和7年3月
〒768-8601
香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

発行者 観音寺市健康福祉部子育て支援課
TEL 0875-23-3962 FAX 0875-23-3993
URL : <http://www.city.kanonji.kagawa.jp/>